

令和 5 年 4 月 28 日

関係行政機関各位  
関係団体各位

農林水産省農産局長

### 農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の設定について

このことについて、令和 5 年春の農作業安全確認運動の実施及び令和 5 年春の農作業安全確認運動推進会議の開催について（令和 5 年 2 月 6 日付け 4 農産第 4417 号農林水産省農産局長通知）により、本年 3 月から 5 月までを重点期間とした春の農作業安全確認運動への関係機関の協力を依頼したところです。

他方、気候変動の影響により、国内の熱中症死亡者数は増加傾向が続いており、熱中症による被害が更に拡大するおそれがある状況を踏まえ、本年 4 月 28 日に「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律」が制定される等、政府一体となって熱中症対策を一層推進することとしている。

農林水産省としても、農作業における熱中症対策を一層推進していくため、農作業安全確認運動の一環として、本年 5 月から 9 月までを「熱中症対策強化期間」と位置づけ、別紙の取組方針を定めたので、貴職から貴下関係機関に協力を要請されたい。

## 令和5年度 農作業安全確認運動における熱中症対策強化期間の取組方針

### 1 対策期間

令和5年5月1日～9月30日

### 2 取組方針

#### (1) 周知内容

##### ① 熱中症リスクに対する認知度の向上

以下の農作業における熱中症リスクに関する情報について、農業者への周知を図ること。

- ・ 毎年、農作業中の熱中症により約30人が死亡していること。
- ・ 猛暑日が続く真夏だけでなく、暑さに慣れていない初夏における高温日、梅雨明けで暑さが本格化する時期、災害からの復旧作業時などが、熱中症リスクが高まる時期・場面であること。
- ・ 熱中症の危険性が極めて高くなると予測される地域に発令される「熱中症警戒アラート」の情報が、テレビ等の天気予報、環境省や気象庁のウェブサイト、農林水産省が提供するMAFFアプリ等で入手できること。

##### ② 熱中症の予防策の周知の促進

以下の基本的な熱中症予防策について、農業者への周知と実践を働きかけること。

- ・ できる限り高温時の作業は避け、作業を行う場合は日陰や風通しのよい場所で行うとともに、喉の渇きを感じる前にこまめに水分と塩分を補給すること。
- ・ 単独作業は避け、やむを得ず単独作業を行う場合も時間を決めて携帯電話等で定期的に家族や知人と連絡を取り合うこと。
- ・ つばの大きい帽子のほか、吸湿速乾性の衣服や装具、空調服やミストファンなど様々な熱中症対策アイテムを積極的に活用すること。

##### ③ 熱中症に対する応急処置等の認知度の向上

以下の熱中症発症時の応急処置等について、農業者への周知を図ること。

- ・ 手足のしびれ・めまい・吐き気・頭痛、汗をかかない、まっすぐ歩けないなどが熱中症の症状であり、すぐに作業を中止する必要があること。
- ・ 熱中症の可能性を感じた場合、涼しい場所に避難し、衣服を緩めるとともに、

首筋や脇の下・足の付け根を冷やす応急処置を行うこと。

- ・ 応急処置で症状が改善しない場合、躊躇することなく医療機関での診察を受けること。

## (2) 周知方法

令和5年春の農作業安全確認運動と同様、同運動の参画機関、都道府県・地域単位の農作業安全推進会議、農作業安全に関する指導者等が、農業指導、講習会等の場やラジオ放送、有線放送、広報誌等の媒体を活用し、農業者への声かけ運動を展開することで周知を図るものとする。

その際、農林水産省が作成した農業者向けのパンフレット「農作業中の熱中症を予防しましょう!!」や推進機関向けの熱中症関係情報集の活用を検討する。

(以上)